

諸外国における地方自治体の議会制度について

基礎自治体における各国議席数比較（人口段階別）

	フランス コミューン	イタリア コムーネ	スウェーデン コミューン	ドイツ ゲマインデ	日本 市町村
2,000人	19議席	12議席	31議席以上	10議席	14議席
	1,500人以上2,500人未満: 19議席	3,000人以下: 12議席	12,000人以下: 31議席以上	1,000人超2,000人以下	2,000人以上5,000人未満: 14議席
5~10万人	45議席~53議席	30議席	61議席以上	40議席	30議席
	50,000人以上60,000人未満: 45議席	30,000人超100,000人以下: 30議席	36,000人超300,000万人以下: 61議席以上	50,000人超150,000人以下: 40議席	50,000人以上100,000人未満: 30議席
	60,000人以上80,000人未満: 49議席				
80,000人以上100,000人未満: 53議席					
30万人	69議席	46議席	101議席以上	48議席	46議席
	300,000人以上: 69議席	250,000人超500,000人以下: 46議席	ストックホルム市(約76万人): 101議席以上	150,000人超400,000人以下: 48議席	300,000人以上500,000人未満: 46議席

※ドイツについては、バーデンヴュルテンベルク州の例による。

議会の権限等

	イギリス	ドイツ ※バーデン・ヴュルテンベルグ州		スウェーデン		フランス			イタリア			韓国	
	基礎自治体・広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体
	公選首長と内閣制度 (公選首長とカウンシルマネージャー制度)	ゲマインデ	クライス	コミュン	ランスティング	コミュン	デパルトマン	レジオン	コムネ	プロヴィンチア	レジオーネ (エミリア・ロマーニャ州)	市・郡・自治区	特別市・広域市・道・特別自治道
議会の招集権	監督官。形式的には監督官が招集の告知を行う。通常会については、最初の議会で日程を決定。臨時議会については、議会の議決、議長、5人以上の議員の請求をもって、監督官に招集を要請。	首長（議長）		議長		議長（首長）	議長（首長）	議長（首長）	議長		議長	首長又は議長	
議案の提出権	首長（内閣）、議員。予算や政策の骨格については、首長（内閣）が提案。議員による動議の権限あり。	首長（議長）及び全議員の1/4以上の議員		委員会、議員、監査委員又はその代理、起草委員会及び公営企業の取締役会		議長（首長）及び議員	議長（首長）及び議員	議長（首長）及び議員	首長、評議会（執行機関）、議員、地区評議員、2,000人以上の住民の署名による発議	首長、議員、5,000人以上の住民の署名による発議	首長、評議会（執行機関）、議員、5,000人以上の住民の署名による発議	首長及び議員	

	イギリス	ドイツ ※バーデン・ヴュルテンベルグ州		スウェーデン		フランス			イタリア			韓国	
	基礎自治体・広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体
	公選首長と内閣制度 (公選首長とカウンシルマネージャー制度)	ゲマインデ	クライス	コミュン	ランスタイグ	コミュン	デパルトマン	レジオン	コムネ	プロヴァンチア	レジオーネ (エミリア・ロマーニャ州)	市・郡・自治区	特別市・広域市・道・特別自治道
議決権	制限列举。主な議決権は、基本法典の採択・変更、政策枠組や予算案の承認、執行機関が政策枠組と異なる政策を実施する場合の可否、委員の就任、議員の報酬スキーム。	概括的に規定		制限列举(列举事項については、委員会への委任は不可)。主な議決権は、事業の目標と方針、予算、課税その他の重要な財政的課題、専門委員会の組織と活動形態、委員会及び起草委員会の委員及び委員代理の選出、監査委員及び監査委員代理の選出、政治的代表者に対する経済的な報酬の基準、各年度の活動報告の承認及び責任解除、住民投票。(地方自治法3章9条、10条)		制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組・方式の決定、財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等、公益事業の創設及び組織化、公共工事請負契約に関する枠組の決定、コミュンの名において行われる訴訟及び応訴の承認、職員の身分規定、職の創設及び廃止(法律・デクレに規定)。	制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組・方式等の決定、財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等に関する契約締結の決定、公役務の創設・廃止、事業を行う組織の決定、公共工事の計画及び見積りについての決定(所管部局の決定)、経済的・社会的事業への関与の決定、デパルトマンの名において行われる訴訟についての承認(法律に規定)。	制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、決算の承認、州税率、地方債の枠組等の決定、州への諮問を義務づけられている事項について審議・意見の陳述、国会計画の策定と遂行への協力、州計画の策定・承認、地方公共投資の調整措置の提案、不動産の取得、譲渡(法律に規定)。	制限列举。地方自治法典第42条	制限列举。エミリア・ロマーニャ州憲章第28条	制限列举(ただし、条例で定めるところにより議会の議決事項追加可能)(地方自治法第39条)		

会期

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<p>議会に関して法律で義務付けられているのは、最低年1回本会議を開催することだけで、それ以外については自治体で個別に決定することができることとなっているため、自治体毎に異なる。</p>	<p>※通常、議会は夕刻から開催される。</p>	<p>コミューン：一般的に、7月・8月以外の毎月一度、年間概ね10～12回程度開催。通常、夕刻から開催され、2～5時間程度かけられる。 ランスタイング：コミューンより開催回数は少ない。昼間に開催されることが多い。</p>
フランス	イタリア	韓国
<p>コミューン・デパルトマン・レジオンともに、議会は少なくとも4半期に1度開催される。また、常務委員会、議会閉会中も恒常的に開かれる。</p>	<p>コミューン、及びプロヴィンチア議会の開催については、地方自治統一法典第39条に、評議会議長あるいは、議会議員の要求にもとづいて開催されると記されている。</p> <p>※コムーネ：8月を除く毎週月曜日の18：00～20：00に議会が開催されている（ポローニャ市）。</p> <p>※プロヴィンチア：ほぼ週1度議会が開催されている（ポローニャ県）。</p> <p>※レジオーネ：州法には特に決まりはないが、頻繁に行われている。（2007年7月は13日開催。8月は休み）</p>	<p>定例会は毎年2回（6・7月中、10・11月中）開催される。</p> <p>年間の会議総日数及び定例会・臨時会の会期は、各地方自治体の条例で定める。</p>

議員定数

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<p>各選挙区と定数が規定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲマインデ：人口規模に応じて州法において規定 ・クライス：人口規模に応じて州法において規定 	<p>人口規模に応じて地方自治法において最低議席数を規定</p>
フランス	イタリア	韓国
<ul style="list-style-type: none"> ・コミューン：人口規模に応じて地方自治法において規定 ・デパルトマン：選挙法典に原則として1カントン1議席と規定 ※ デパルトマンの中に複数の郡があり、郡の中に複数のカントンが存在する（フランス全土で、343郡、4,039カントンある。）。選挙区はカントン単位で、原則として1のカントンから1の議員を選出する。例外は、パリ（20カントン163議席）と、テリトワール・ド・ベルフォール（1カントンから4議席）である。 ※カントン：フランス革命の一時期だけ自治体として設けられた単位。現在では行政単位ではなく、選挙区、憲兵隊の配備、登記等に関する管轄区域としての意義のみを持つ。 ・レジオン：選挙法典に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・コムーネ・プロヴィンチア：人口規模に応じて地方自治法典において規定されている（地方自治統一法典第37条） ・レジオーネ：人口規模に応じて州の選挙に関する国の法律に規定されているが、地方分権政策に伴い、現在各州が独自の選挙法を制定しつつあり、州選挙法を採択した州に関しては、議員数はそれに定められている。 	<p>公職選挙法において規定</p>

議員報酬

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に給与は支給されていない（ロンドン議会議員には給与が支給されている。）。 ・ 法に基づく手当としては、基礎手当、特別責任手当、所得損失手当、世話手当があり（1989年地方自治・住宅法、1980年地方自治・計画・土地法、2000年地方自治法）、議員活動に伴う活動経費（旅費等）も支給される。 ・ 退職後に一部の議員には年金が支給される（2000年地方自治法）。 ・ 従来あった出席手当は廃止された。 ※ 議員は名誉職と考えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員がその議員活動によってその収入に損失を受けた場合には、当該地方自治体によって補償される。 ・ 通常、少額の報酬（月額）と出席手当が支給される。 ※ 議員は一般的に名誉職と地方自治法で規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として無給であり専門職ではない。多くの地方議員が兼業である。 ・ 例外として、コミッショナー（執行委員会の委員長を務める議員や議会の審議過程で指導的役割を担う議員。通常フルタイムで勤務。）には、フルタイムの専門職としての報酬が支払われる。 ・ コミッショナー以外に支払われる報酬には、活動経費の支弁、会議出席に係る諸費用の補填、議員活動のために他の職業の収入の一部が失われた場合の所得補償、会議出席に対する報酬等がある。
フランス	イタリア	韓国
<ul style="list-style-type: none"> ・ コミューン：原則的に無償だが、手当を受けることもできる。また、議会が認める職務を執行する場合、一定の上限のもと、必要経費について実費弁償される。 ・ デパルتمان・レジオン：議員には、その職務の遂行に対して手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コムーネ：出席に応じた日当を支給。 ・ プロヴィンチア：出席に応じた日当を支給。 ・ レジオーネ：当該団体の職員給与と同じく、生活給であるとされている。（エミリア・ロマーニャ州、州憲章30条）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前は、議員は名誉職で無報酬の非常勤職であったが、2003年の地方自治法改正により、名誉職の規定は削除された。 ・ 大統領令で定める範囲内において条例で定める議政活動費、公務旅費、会期手当が支給される（地方自治法第33条）。

職業公務員と議員の兼職可能性

※ 被選挙権の制限

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<p>地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の被選挙権者となることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員（事務総長、法律に基づいて設置される管理職、法定外の管理職、準管理職、監督官、法律アドバイザー（Political Advisor））は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員でも被選挙権者となることはできない。</p>	<p>連邦、州、市町村における官吏等※1の被選挙権は、法律により制限できる。 ※ 一般的に、ひろく（官吏含む）、立候補・選挙準備のための休暇の保障が規定されている。また、議員の職務を引き受け、かつ行使することを妨げられないこと、このことを理由とする解雇・免職を禁止することが規定されている。</p>	<p>コミューン、ランスタングにおいて、幹部職員として雇用されている者は、当該地方公共団体の議会議員の被選挙権がない。</p>
フランス	イタリア	韓国
<p>コミューン：職員は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない（ただし、職員を辞職した6ヶ月以後であれば、辞職前に自ら所属した団体の議会議員に立候補することができる。）。 デパルトマン・レジオン：一定の公職にある者（総局長、部長、次長、課長）は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない。また、管内のコミューン（デパルトマン）議会議員には原則として立候補することはできない。 ※ 職業公務員が立候補する場合、選挙期間中は休職扱いとなる。</p>	<p>コムーネ及びプロヴィンチア議会議員：一定の公職にある者※2は被選挙権を有しない。 レジオーネ議会議員：一定の公職にある者※3は被選挙権を有しない。</p>	<p>一定の公職者※4が立候補する場合、当該選挙日60日前までにその職を辞任しなければならない。</p>

※注1 公勤務職員、職業兵士、短期志願兵士、裁判官。なお、官吏とは、公権的機能の行使を行う、公法上の勤務・忠誠関係にたつ公勤務の構成員を指す。また、公勤務職員とは、私法上の雇用契約に基づいて雇用されている職員を指す。

※注2 警察庁長官・副長官、各省庁の事務次官をはじめ各省庁において一定の職以上にある者、地方自治法典に列挙されている内務省の特定の職にある者、選挙区が管轄区域である地方長官、副地方長官、当該地方団体と同階層で別の地方団体において、それぞれ県知事及び県議会議員、シタゴ（市町村長）及びコムーネ議会議員、区議会議員を現役で務める者、当該地方団体の職員、当該県、コムーネ、又は区の区域内にある、過半数の資本を地方団体が出資した株式会社の関係者（地方自治統一法典第60～70条）

※注3 公務員のうち一定の警察関係者及び各省庁の一定の地位にある者及び裁判官、軍隊の将校など、州の区域内においてシタゴ、県知事、コムーネ理事、県理事を務める者（トスカナ州、1981年4月23日の州法第154号）

※注4 国家公務員法第2条に規定された国家公務員、地方公務員法第2条に規定された地方公務員（ただし、政党法第6条第1項但し書きの規定により党員となれる公務員（政務職公務員は除く）は、この限りではない。）、選挙管理委員会又は教育委員会の教育委員、他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者、政府投資機関管理基本法第2条に規定された政府投資機関（韓国銀行を含む）の常勤役員、農業協同組合・水産業協同組合・畜産業協同組合・農地改良組合・林業協同組合・葉たばこ生産協同組合又は人参協同組合（これら組合の中央会と連合会を含む）の常任役員とこれら組合の中央会長や連合会長、地方公企業法第2条に規定された地方公社と地方公団の常勤役員、政党法第6条第2号の規定により党員になれない私立学校教員、大統領令に定められたジャーナリスト

※ 兼職の禁止

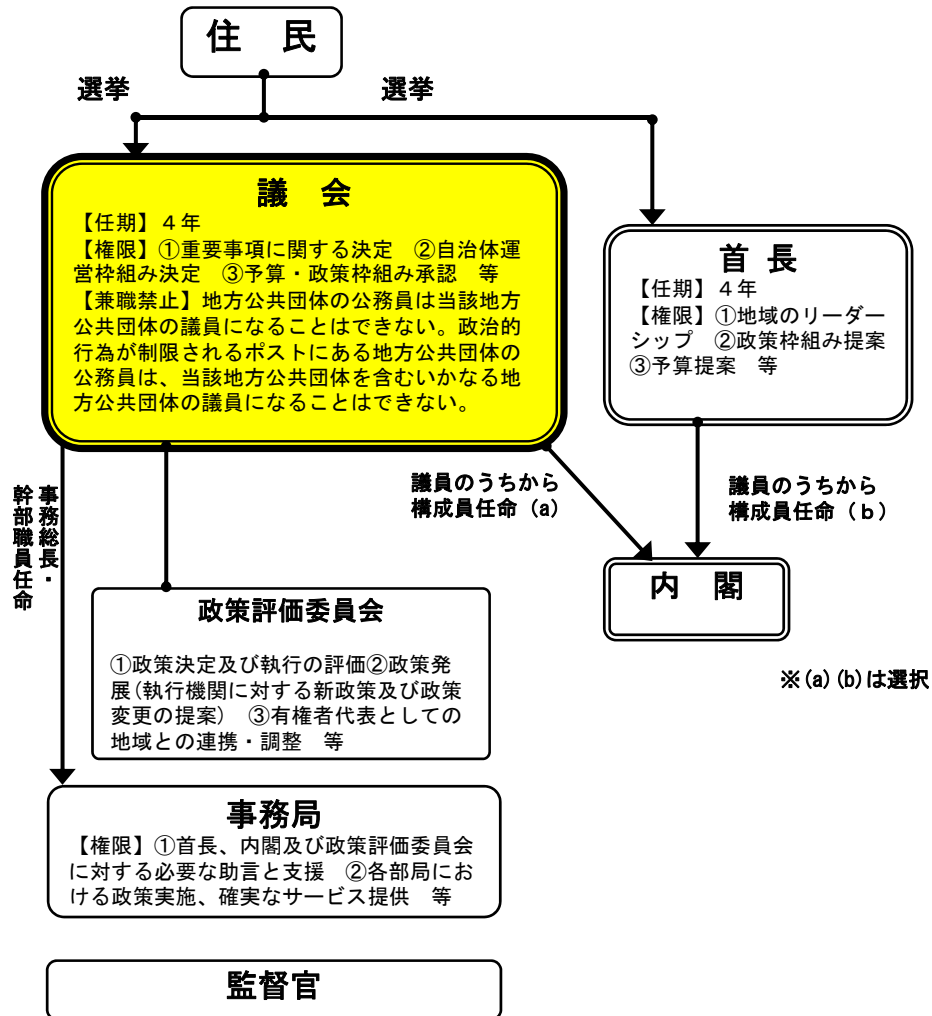
イギリス	ドイツ	スウェーデン
<p>地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の議員になることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員になることはできない。</p>	<p>市町村に勤務する者は、当該団体の議員になることはできない。 他の公務員も含め官吏は、連邦議会議員及び州議会議員、そして当該団体の議員との兼職が禁止されている（官吏がこれらの職に就任した場合は、官吏を辞職しなければならないわけではなく、一時的に停職すればよい。議員としての職務が終了した場合は、官吏に復帰することができる。また、兼職不能な官吏・公勤務職員の職を限定して法定し、兼職可能としている州もある。）。 ※ 官吏は、議員としての在職期間中、守秘義務と受贈の禁止を除き官吏としての権利義務が停止される。 ※ 一時離職制度※1が用意されている。 ※ 地方議会議員につく官吏には、原則として、議員として活動するために必要な有給休暇が認められる。</p>	<p>最高レベルの給与を受給している一般事務職員が地方議会議員になることは禁止されている。 それ以外の地方公共団体の職員は当該職員が勤務する団体を含めて団体の議会議員を兼務することはできるが、当該職員が地方議員として議会で所属する委員会は、職員として勤務している分野とは異なる分野でなければならない。</p>
フランス	イタリア	韓国
<p>デパルトマン議会議長・レジオン議会議長は、欧州議会議員、レジオン（デパルトマン）議会議長、メール、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員を兼任することはできない（収入・支出命令者と公会計官の分離の原則により、メール、デパルトマン議会議長、レジオン議会議長と、公会計官職の兼任は禁止されている。）。 2000年4月の公選職兼任制限法により、1人が兼任できる公職数や公職の組み合わせが法律で制限されることとなった。 議員の職務に毎日従事するというわけではない場合、必要に応じて所属団体に欠勤届を提出することにより、議員の職務を遂行することができる。</p>	<p>コムーネ評議会議長（SINDACO）は、プロヴィンチア評議会議長、コムーネ議会議員、プロヴィンチア議会議員及び区長とは兼職できない。（地方自治法典第63条）人口20000人以上のコムーネ評議会議長、プロヴィンチア評議会議長、レジオーネ議会議員は、国会議員と兼職できない。（1953年の法律）レジオーネ議会議員と、レジオーネ評議員、国会議員、その他の州議会議員、州評議員、欧州議会議員との兼職は禁じられている（共和国憲法第122条）。</p>	<p>地方議会議員は、一定の公職※2との兼職は禁止されている</p>

※注1 官吏が議員としての期間を終えて3ヶ月以内に申請した場合には、当該官吏を申請後3ヶ月以内に元の公勤務関係に復帰させなければならない。申請しなかった官吏も、議員に二期以上在職しておらず、また、議員を終えた時点で55歳に達しておらず、かつ議員在職中に政府のメンバーになっていなかった場合、最上級勤務庁が元の公勤務関係に復帰させることができる。この際、在職期間が参入されることとなる。また、公勤務職員も官吏に準ずる取扱いとなる。なお、地方議会議員の職を兼職できないとされる官吏・職員については、連邦・州議会の場合と異なり、一時離職の制度が設けられていない。こうした職にある官吏・職員も地方議会議員に立候補でき、選挙準備のための休暇も認められるが、当選した場合、公勤務関係を終了させなければ、地方議会議員への就任受諾ができない（もっとも、無休の休職に付される場合、兼職可能な職に配置換えする場合などの余地はある。）。

※注2 国会議員及び他の地方議会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員、国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外）、政府投資機関（韓国放送公社と韓国銀行を含む）の役職員、地方公社及び地方公団の役職員、農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合（これらの組合の中央会及び連合会を含む）の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長、政党法の規定により政党の党員となることができない教員

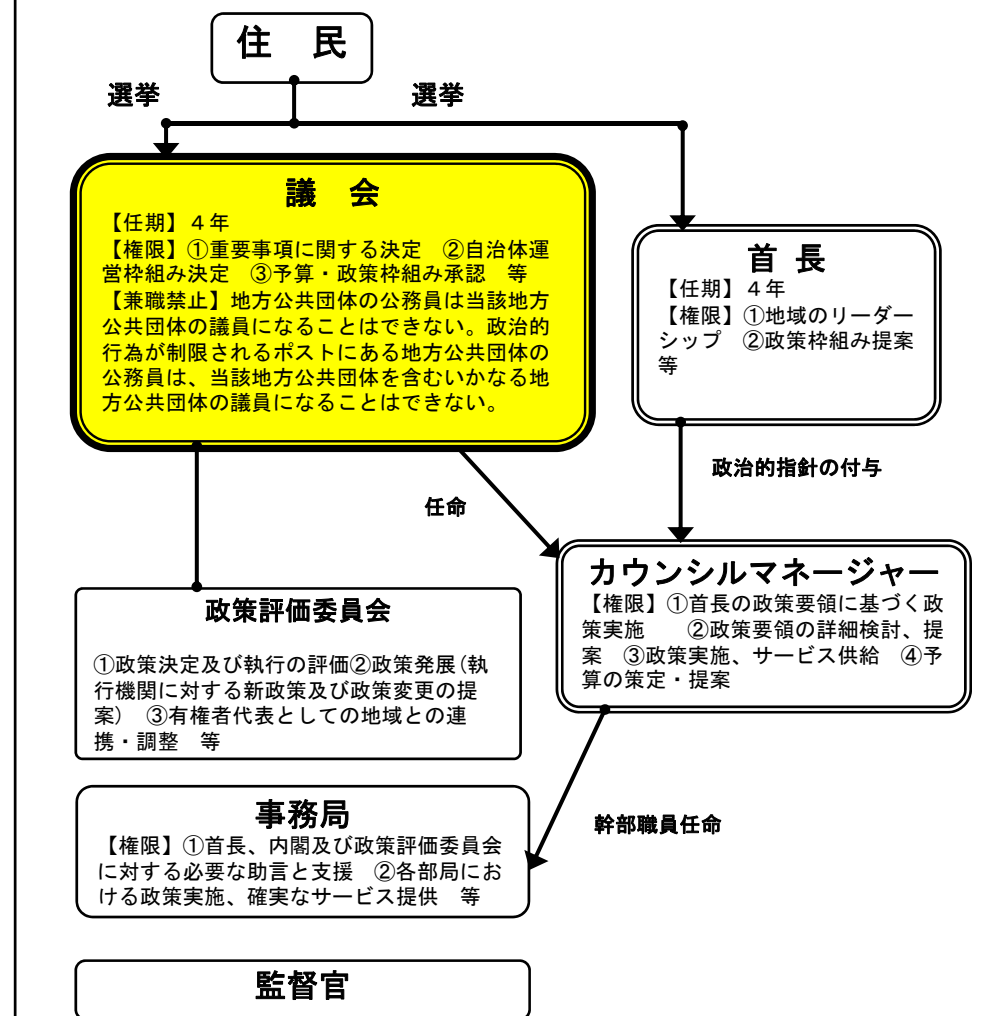
議会の組織 (イギリス)

公選首長と内閣制度



(注) 監督官：自治体内で不法行為や不適切な行為等が行われないように注意を払うことがその役割。通常、監督官には自治体の法務部長が指名される。

公選首長とカウンシルマネージャー制度



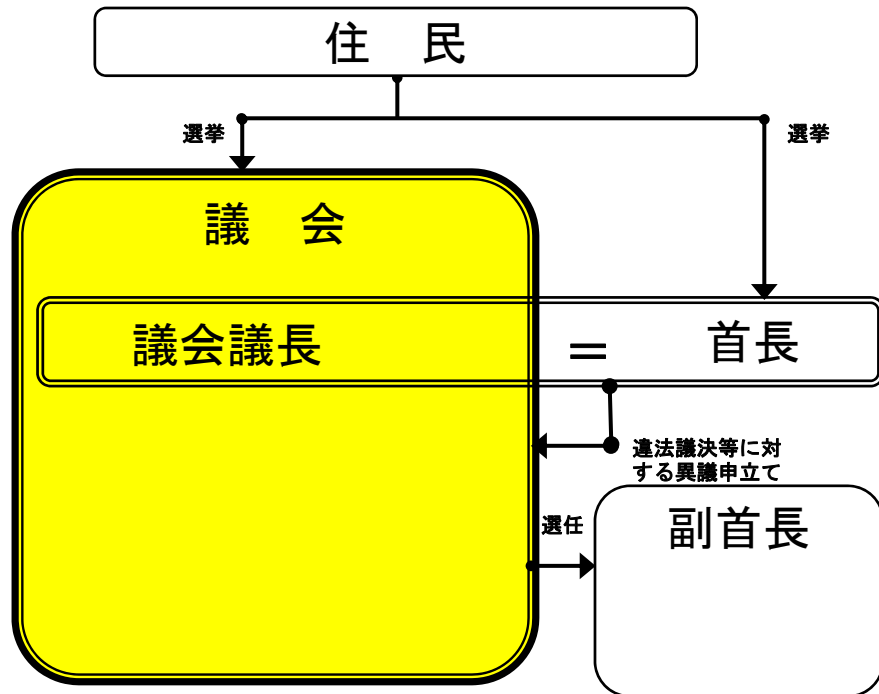
(注) 監督官：自治体内で不法行為や不適切な行為等が行われないように注意を払うことがその役割。通常、監督官には自治体の法務部長が指名される。

議会の組織（ドイツ）

（バーデン・ヴュルテンベルク州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》



（南ドイツ評議会制モデル）

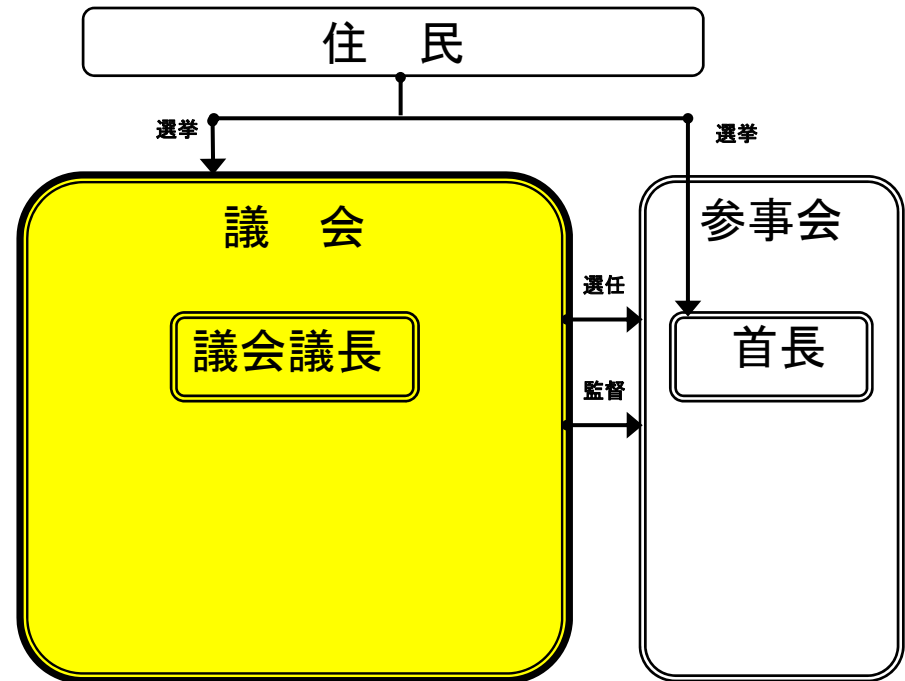
※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、バーデンヴュルテンベルク州（以下「BW州」）を例に使用。

※注2 首長は、行政の長としての権限と議会の議長としての権限を有する。

（ヘッセン州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》



（参事会制モデル）

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、ヘッセン州を例に使用。なお、参事会制モデルを採用しているのは、ヘッセン州とプレーマーハーフェン市（プレーメン都市州）。

(バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎自治体ゲマインデの例)

住 民

選 挙

選 挙

ゲマインデ議会

【任期】 5年
【権限】 ①法律により長の権限とされている場合及び議会が長に特定の事務を委託した場合を除き、ゲマインデのすべての事務について決定 ②自らの議決の施行状況を監視し、ゲマインデ行政に不都合な事態が生じた場合は、長にそれを除去させるよう配慮 ③予算条例の審議及び議決 等
【兼職禁止】 ゲマインデの職員、行政団体の職員、その他公法人の幹部職員、ゲマインデによって管理される公法上の財団職員、ゲマインデの法監督庁、上級及び最上級法監督庁並びにゲマインデ検査施設の幹部職員、郡に属するゲマインデにおいては、その郡の幹部職員

首長＝議会議長 ※2

【任期】 8年
【権限】 ①議会の会議及び委員会の準備・議決の執行 ②行政事務の指揮監督 ③法令及び規則に基づきゲマインデに委託された任務の処理 ④議会等から委託された事項の処理 ⑤議会議長として議会を代表 等

違法議決等
に対する異
議申立て

副首長 ※3

【任期】 人口1万以上の市町村における専門職（有給）の場合8年、それより小規模の市町村の名誉職（無給）の場合5年
【権限】 首長の職務の範囲内において、恒常的にその職務を代行。
副首長のうちの1人は財政部長となる。

選 任

※注1 ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職(Kassenverwalter)を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。

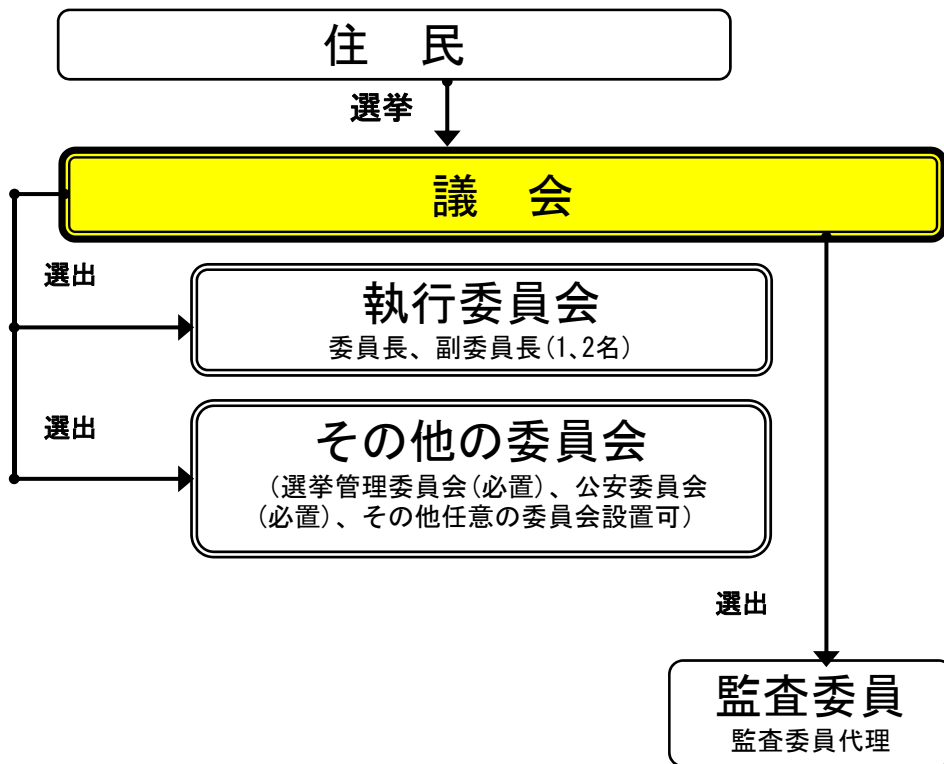
※注2 首長に選ばれた者が、議会の議長を務めることになる。

※注3 副首長は、自治体の規模に応じて、1人以上選任される。

議会の組織（スウェーデン）

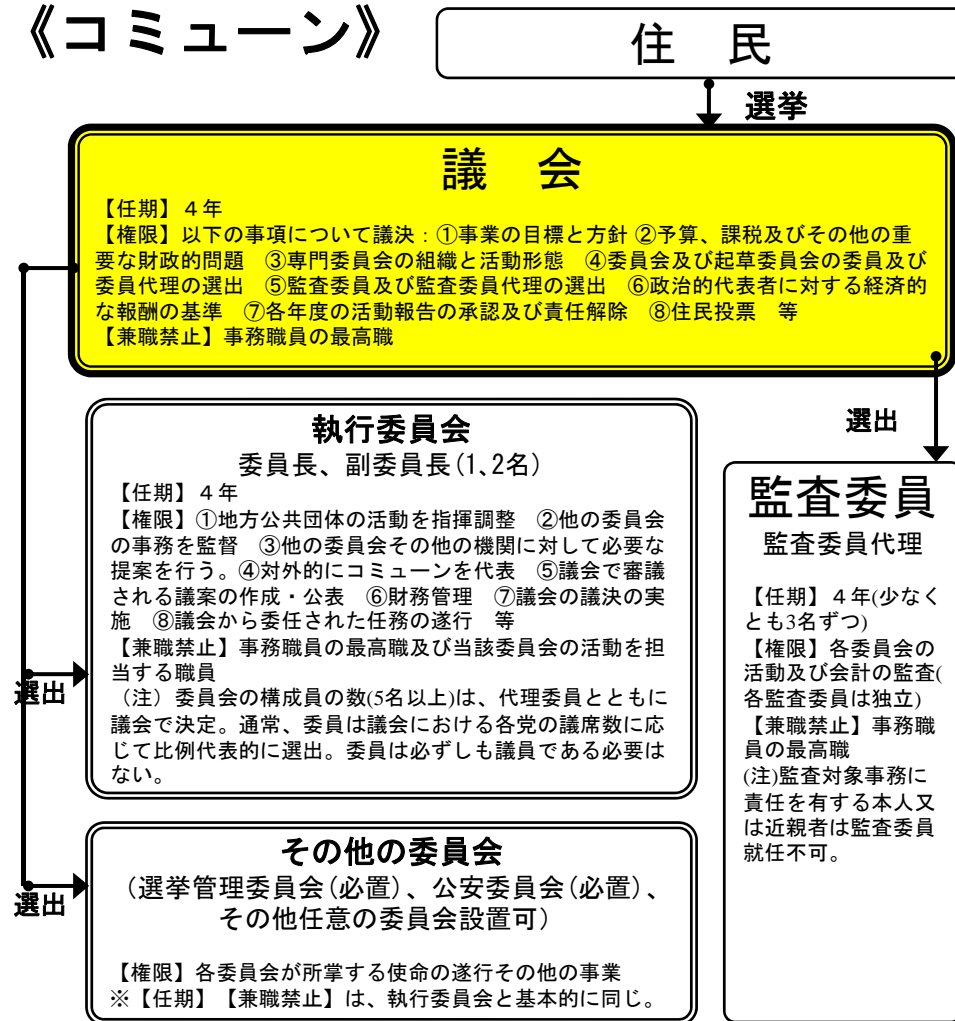
広域自治体

《ランスティング》



基礎自治体

《コミューン》



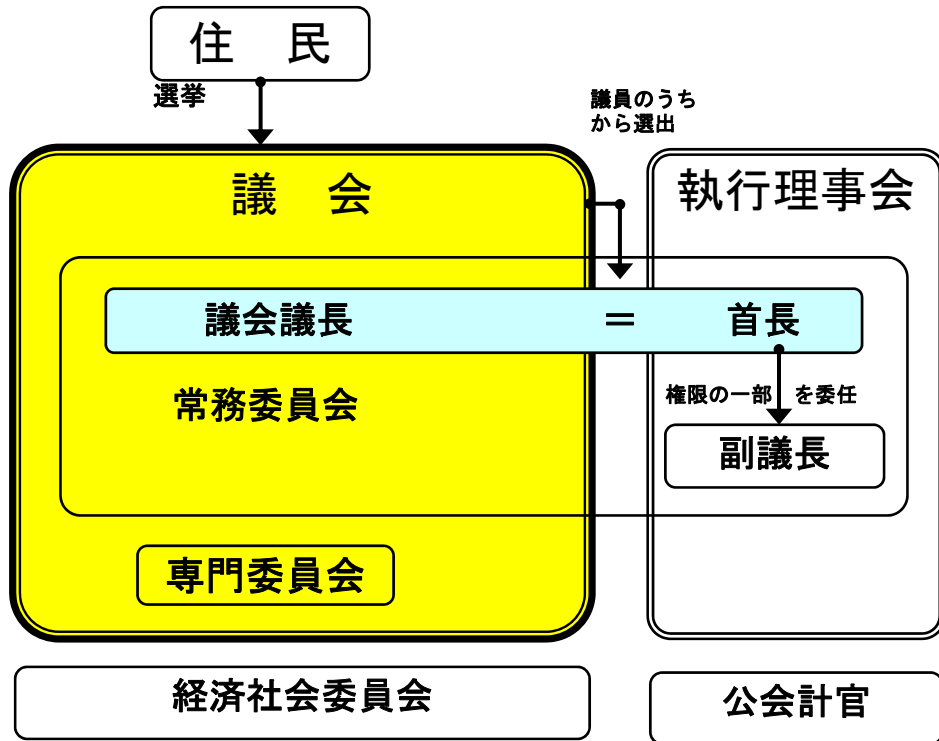
※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてはそれに近いとされている。

※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてはそれに近いとされている。

議会の組織 (フランス)

広域自治体

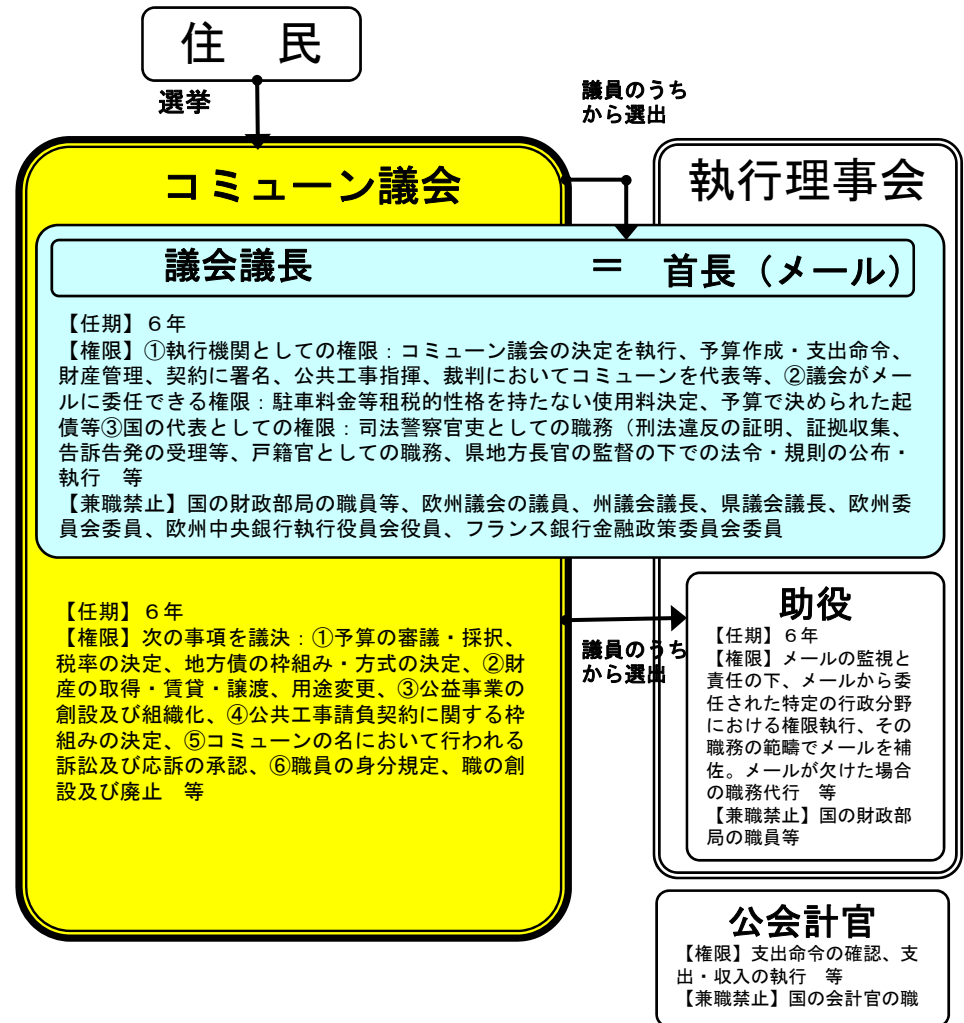
《レジオン》 《デパルトマン》



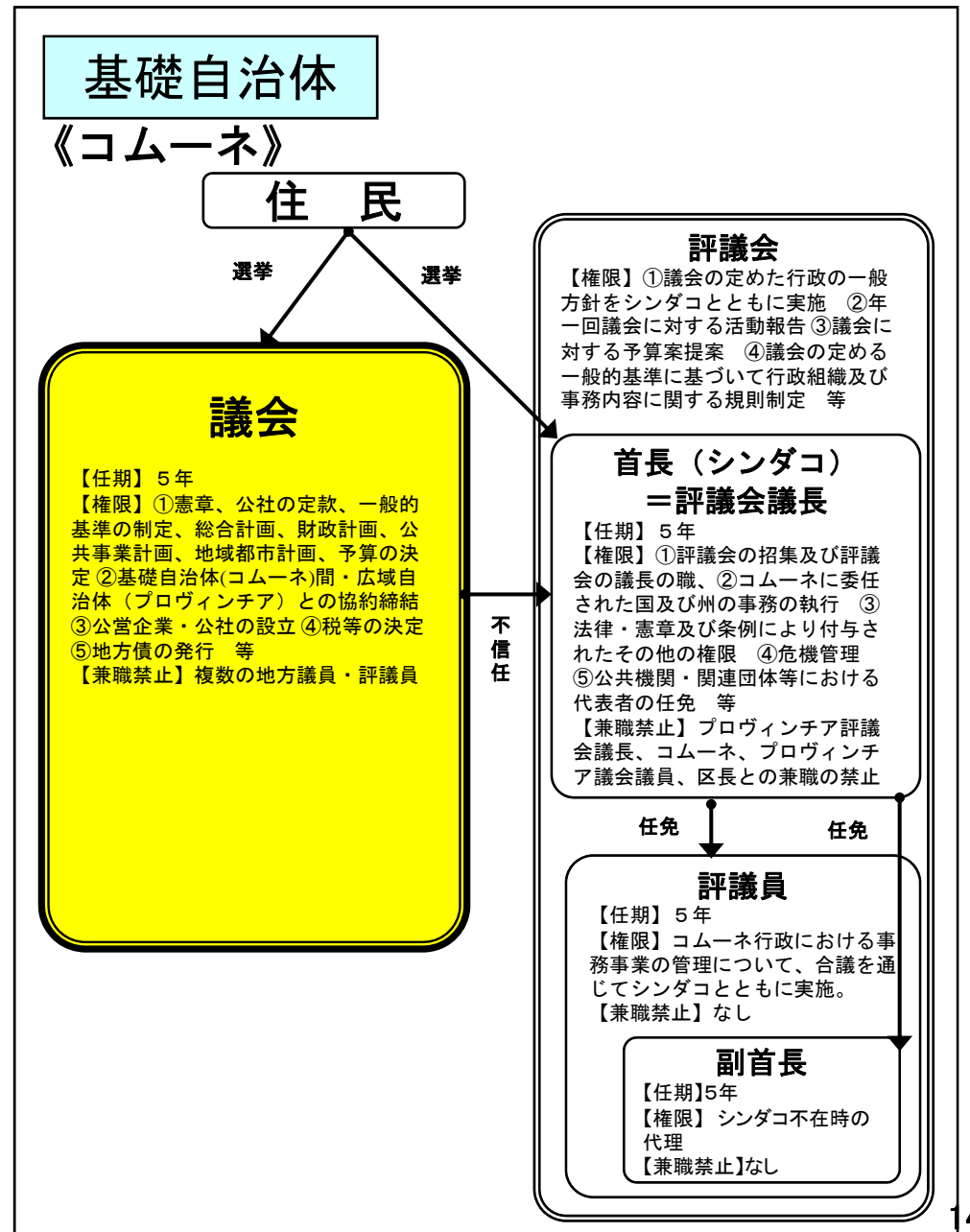
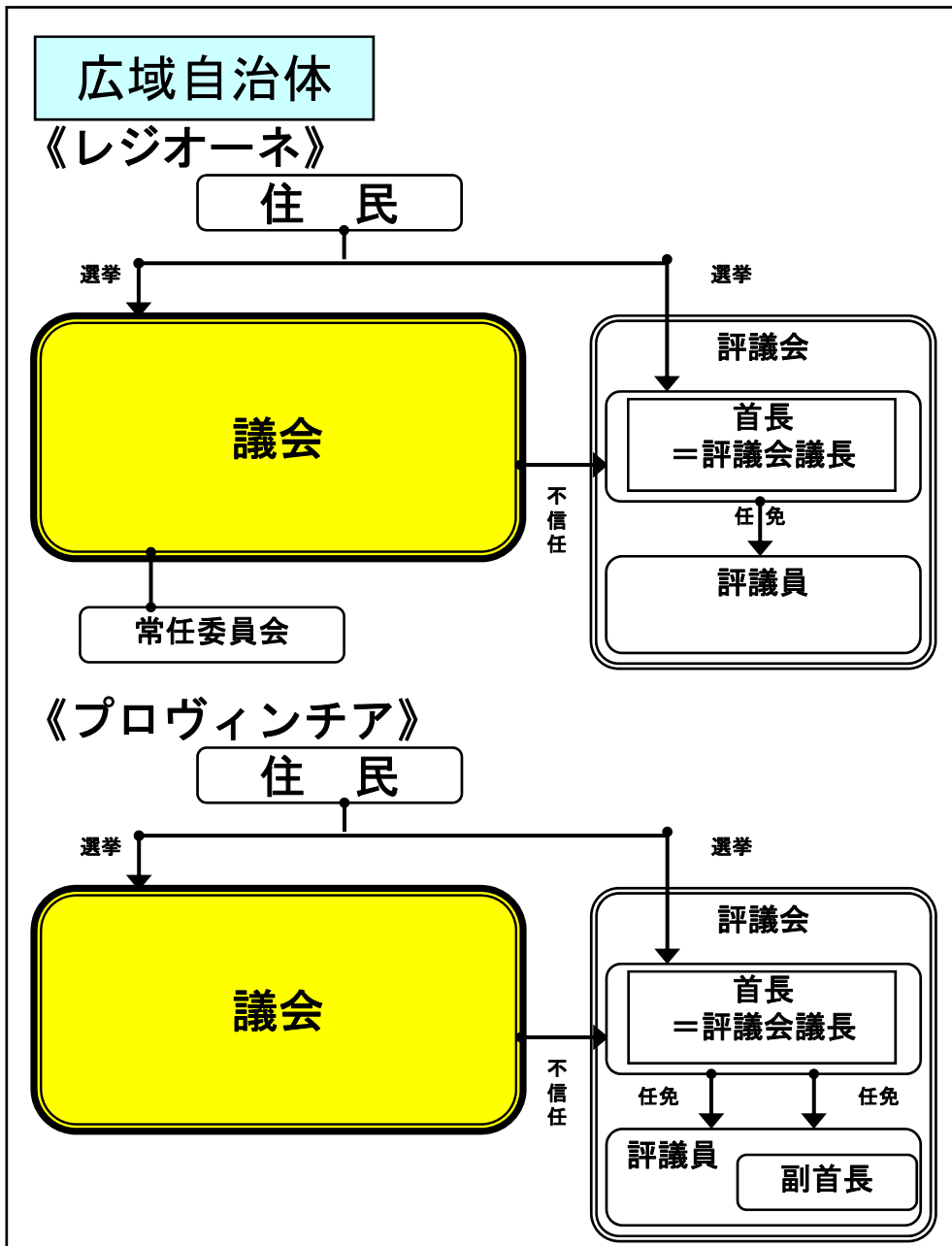
※注1 経済社会委員会はレジオンにのみ置かれる。
 ※注2 公会計官は、国家の官吏である。

基礎自治体

《コミューン》



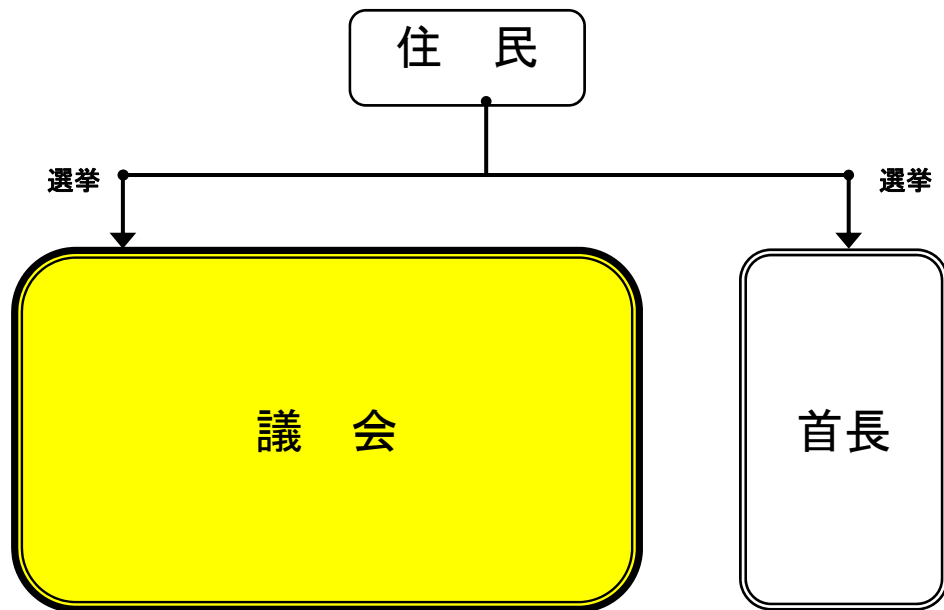
議会の組織 (イタリア)



議会の組織（韓国）

広域自治体・基礎自治体

《特別市・広域市・道・特別自治道》
《市・郡・自治区》



（市の場合）

